

鹿角市公告第150号

令和4年度鹿角市デジタル行政推進アドバイザー業務委託に係る事業者の選定について、公募型プロポーザル方式による選定を実施するので、参加事業者を次により募集します。

令和4年7月25日

鹿角市長 関 厚

1 業務の名称

令和4年度鹿角市デジタル行政推進アドバイザー業務委託

2 業務の目的

鹿角市（以下「本市」という。）は、令和3年3月に「鹿角市行政サービス・デジタル改革推進指針」を策定した。

この指針では、デジタル新時代や社会経済の変革に的確に対応するための取り組みを重点的に推進することにより、市民サービスのさらなる向上を図ることとしている。

本業務は、本市職員が持ち合わせていない専門的知見を持つ外部アドバイザーを活用することで、研修を実施し、助言を頂きながら効果的に取り組みを推進していくことを目的とする。

3 業務の概要

（1）業務場所

鹿角市役所本庁舎等

（2）業務内容

「令和4年度鹿角市デジタル行政推進アドバイザー業務委託仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月27日まで

（4）委託料限度額

2,239,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 受託候補者決定までのスケジュール

（1）実施要領のホームページ掲載

令和4年7月25日(月)

（2）参加申込の締切り

令和4年8月15日(月)午後5時15分まで

（3）審査委員会

令和4年8月22日(月)

(4) 審査結果の公表（ホームページ） 令和4年8月29日(月)予定

5 参加資格及び手続等

(1) 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号）第12条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団及び同条第6号の規定による暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。

キ 過去に、地方公共団体においてデジタル行政推進アドバイザー業務に類する実績を有する者であること。

(2) 質問の提出及び回答

ア 質問書の提出方法

質問がある場合は、質問書（様式1）を、鹿角市総務部総務課デジタル行政推進室のメールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

イ 提出期限

令和4年8月1日(月)午後5時15分まで（必着）

ウ 質問書に対する回答

質問に対する回答は、令和4年8月8日(月)午後5時15分までに電子メールにて回答する。

また、回答は、質問者匿名にて本市ホームページ上で公表する。

6 参加申込の方法

(1) 提出書類

ア 参加資格要件確認誓約書（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

「令和4年度鹿角市デジタル行政推進アドバイザー業務委託仕様書」に記載のある業

務内容につながる、これまでの地方公共団体におけるデジタル行政推進アドバイザー業務に類似する経験や企画・制作した実績及びPRポイントを記載すること。

※申込書については、ページ枚数に制限はありません。

ウ 見積書（任意様式）

提案内容の実施に要する費用を記入し、別紙設計書の項目ごとに、積算根拠となる見積金額の内訳書を添付すること。

エ その他参考資料等（任意様式）

会社パンフレット、これまでに受託した同種の実績一覧表等

（２）提出場所及び提出方法

電子メールにて鹿角市総務部総務課デジタル行政推進室へ提出すること。

（３）提出期限

令和４年８月１５日(月)午後５時１５分まで

（４）申込書の取り扱い

ア 申込書提出後の記載内容の変更は認めない。

イ 申込書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申込書は、行政文書となるため、鹿角市情報公開条例（平成９年鹿角市条例第第27号）に基づく開示請求があった場合、同条例の定めによる非開示部分を除き、開示することとなる。

7 審査方法

申込者は、申込書について原則リモートでのプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションの順番は、本市において決定するものとし、開始時間等の詳細については、別途通知する。

（１）日時 令和４年８月２２日(月)

（２）場所 鹿角市役所 本庁舎 第５会議室

（３）説明時間 30分以内（説明15分 質疑15分）

（４）出席者 3名以内（実際に支援業務に携わる責任者及び担当者が出席すること。）

8 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

庁内に設置する審査委員会において、申込書及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、見積金額が委託料限度額以下であって最も評価が高かった申込者を受託候補者として特定する。ただし、申込者が1者の場合は、申込書及びプレゼンテーションの内容により総合的に判断し、見積金額が委託料限度額以下であって、(2)の評価基準を基に審査し基準（6割以上の得点）を満たせば受託候補者とする。

また、最も評価が高かった申込者が2者以上いる場合は、評価基準のうち①が高かった者を、次に②が高かった者を特定する。それでも2者以上いる場合は、審査委員の多数決により受託候補者を特定する。

(2) 評価基準

評価能力	主な評価の視点	配点(点)
①遂行能力	業務遂行に十分な知見、専門知識を有しているか。	30
②過去の経験・実績	地方公共団体におけるデジタル行政推進アドバイザー業務に類する経験や企画・制作した実績は十分か。	30
③見積金額	見積金額は適正か。	30
④プレゼンテーション及びヒアリング	・分かりやすく、適切な説明か。 ・質問に対する回答が的確か。	10
合 計		100

9 結果の通知及び公表方法

(1) 結果の通知

申込者に特定（非特定）通知書（様式4）により通知する。

なお、特定されなかった申込者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

(2) 公表方法

受託候補者の特定結果については、本市ホームページにて公表する。

10 その他留意事項

(1) 参加申込を取下げる場合は、参加辞退書（様式5）を令和4年8月18日(木)午後5時15分までに鹿角市総務部総務課デジタル行政推進室へ電子メールで提出し、別途連絡すること。

(2) 提出書類に虚偽があったとき、提案資格を満たさないことが判明したときは、失格とする。

(3) 電子メールの通信事故があった場合でも、本市は一切の責任を負わない。

(4) プロポーザルにおいては、本業務に適した受託候補者を選定するのみであり、契約を締結するまでは本市と契約関係は生じない。本市は、受託候補者との間で、申込を踏まえた協議を行なった上で、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

1 1 担当部課及び連絡先

鹿角市役所

総務部総務課デジタル行政推進室

担当：黒澤

〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田 4 - 1

TEL 0186-30-0605

FAX 0186-30-1122

メールアドレス densan@city.kazuno.lg.jp